

様式第十一号（第六十四条関係）

120ミリメートル	
<p>平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第五十条第六項の規定による証明書</p> <p>年 月 日 交付 日 限 有 効</p> <p>都道府県知事・市町村長</p> <p>印</p>	<p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名 生 年 月 日</p> <p>写真ちょう付</p> <p>都道府県 ・市町村長</p> <p>印</p>
八十三ミリメートル	

(表 面)

この証明書を携帯する者は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法抜粋

(立入検査)

第五十条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、関係原子力事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、第十条第一項の規定により当該関係原子力事業者が講ずべき協力措置

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第十七条第二項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において指定廃棄物を無償で収去させることができる。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分を行った者その他の関係

者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、特定廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において特定廃棄物を無償で収去させることができる。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。

5 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に立ち入り、当該除染等の措置等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において除去土壌等を無償で収去させることができる。

6 前各項の規定により立ち入り、検査又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。